

# 事業報告書

## 1. 事業概要

### (1) はじめに

各務原市より指定を受けた指定管理者として、各務原勤労者野外活動施設、各務原共同福祉施設、産業会館、体育施設、パターゴルフ場、福祉センター、各務原市指定文化財皆楽座、川島会館の公共施設を市と連携を保ちながら安全安心、公平な利用、効率的な運営を念頭に管理運営しました。

また、桜体育館や河川環境楽園内の水辺共生体験館（4月から12月）を受託管理しました。

### (2) 事業について

各事業の管理運營業務内容は、下記共通項目を誠実に行いました。（水辺共生体験館を除く）

- i. 利用者の受付事務及び利用料の収納事務
- ii. 利用者の指導及び利用の促進
- iii. 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- iv. 施設、設備、遊具、器具の安全点検及び清掃
- v. 施設利用に関する統計資料の作成
- vi. 効率的運営・管理運営費削減の実施

#### ① 勤労者福祉施設の管理運營業務

- ・勤労者福祉施設を勤労者が自然に親しみながらスポーツ等を行い、健康増進を図る場として、また勤労者の福祉向上の場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

管理施設 ・各務原勤労者野外活動施設「いこいの広場伊木の森」  
・各務原共同福祉施設「各務原勤労会館」

#### ② 産業会館の管理運營業務

- ・産業会館を産業の発展と市民の文化向上の場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

管理施設 ・各務原市商工振興センター  
・各務原市東亜町会館  
・各務原市南産業会館

③ 体育施設の管理運営事業

- ・ 体育施設を市民の健康増進及びレクリエーションのための便宜を供与する場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

管理施設

- ・ 各務原市総合体育館
- ・ 各務原市民球場
- ・ 各務原市飛鳥球場
- ・ 各務原市弓道場
- ・ 各務原市川島小網堤外グラウンド
- ・ 各務原市稲羽地区体育館
- ・ 各務原市鶴沼西地区体育館
- ・ 各務野スポーツの森テニスコート
- ・ 各務原スポーツ広場
- ・ 各務原勤労者総合グラウンド
- ・ 各務原市総合運動公園
- ・ 各務原市川島スポーツ公園
- ・ 各務原市那加地区体育館
- ・ 各務原市鶴沼地区体育館
- ・ 各務原市蘇原地区体育館

(※鶴沼地区体育館、鶴沼西地区体育館は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで改修工事のため閉鎖された。)

④ リバーサイド 21 の管理運営事業

- ・ パターゴルフ場をファミリーからゴルフ愛好家まで幅広い層の健康及びレクリエーションの場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。
- ・ 『各務原市ふるさと納税』の記念品の提供に協力した。
- ・ 各務原商工会議所会員サービス事業の一環として、割引事業を締結し、利用促進を図った。

管理施設 ・ パターゴルフ場「各務原リバーサイド 21」

⑤ 福祉センター施設の管理運営事業

- ・ 福祉センター等施設を市民の福祉増進・教養の向上、コミュニティ活動の促進、及び保健の総合的推進を図るための便宜を供与する場として十分活用のできるよう管理運営に努めた。

管理施設

- ・ 各務原市那加福祉センター
- ・ 各務原市那加南福祉センター
- ・ 各務原市稲羽西福祉センター
- ・ 各務原市鶴沼福祉センター
- ・ 各務原市蘇原福祉センター
- ・ 各務原市陵南福祉センター
- ・ 各務原市川島健康福祉センター
- ・ 各務原市那加西福祉センター
- ・ 各務原市稲羽コミュニティセンター
- ・ 各務原市稲羽東福祉センター
- ・ 各務原市鶴沼東福祉センター
- ・ 各務原市蘇原コミュニティセンター
- ・ 各務原市各務福祉センター
- ・ 各務原市総合福祉会館

⑥ 市指定文化財施設の管理運営事業

- ・各務原市指定文化財皆楽座が、文化財としてその価値を損なわないように適切な管理に努めた。また市民の文化活動及び地域活動の促進の場として十分活用できるよう管理運営に努めた。

管理施設 ・各務原市指定文化財「皆楽座」

⑦ 川島会館の管理運営事業

- ・川島会館が高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する場として十分活用できるよう管理運営に努めた。

管理施設 ・各務原市川島会館

⑧ 桜体育館の管理業務事業

- ・市民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動及び地域活動を推進するための場としての設置目的と役割を十分理解し、委託業務の内容に沿って管理に努めた。

管理施設 ・各務原市桜体育館

⑨ 水辺共生体験館の管理業務事業

- ・川と共生するための知識と技術について体験を通じて学び、これからの川づくりを共に考える場としての設置目的と役割を十分理解し、委託業務の内容に沿って管理に努めた。

業務内容 i. 入館者数の把握  
ii. 遵守事項の入館者への指導徹底  
iii. 施設の日常的な維持管理

管理施設 ・水辺共生体験館

⑩ 自主運営に関する自主事業

\*多くの市民の方に参加してもらうため次の事業を実施した。

○スポーツスクール（前期・後期）

- ・「親子で新体操」全5回（総合体育館）

〔前期〕5月13日～6月10日 〔後期〕10月14日～11月18日

- ・「ヨーガ体操」全10回（総合体育館）

〔前期〕5月9日～7月18日 〔後期〕10月3日～12月5日

- ・「フラダンス」全5回（総合体育館）

〔前期〕中止 〔後期〕11月7日～12月5日

○「編み物教室」（10月28日 那加福祉センター）

○「クリスマスリース作り」 (11月26日 那加福祉センター)

○「コサージュ作り」 (2月10日 総合福祉会館)

○初心者を対象とした「パターゴルフ体験教室」

(3月14日 リバーサイド21)

\*リバーサイド21において、第4回各務原市長杯パターゴルフ大会を開催した。(10月24日)

⑪ その他

- ・営繕チームにより、適宜・迅速に施設の樹木剪定、除草や簡易修繕等を行い、さらに適切な維持管理、利用者サービスに努めた。
- ・施設利用パンフレットを作成し、各施設窓口等に配布した。
- ・公社ホームページの公開と運用を行った。